

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日)
が、休日であるときは、その翌日

目 次

- ◇規 則 鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則（水産課）
- ◇告 示 漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正（シ）

公布された規則のあらまし

◇鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 平成九年一月の油流出事故対策に係る資金であつて、融資機関が平成九年三月三十一日までに利子補給について知事の承認を受けて漁業者等に貸し付けるものに関し、その貸付利率及び利子補給率について特例措置を講ずることとした。
- 二 一の規則は、公布の日から施行することとした。
- 三 二の規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 4 平成九年一月の油流出事故対策に係る資金であつて、融資機関が平成九年三月三十一日までに第五条の規定による知事の承認を受けて知事が別に定める率以内の利率で知事が必要があると認めた漁業者等に貸し付けるものについての利子補給率は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第七十号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年三月十四日から施行する。

平成九年三月十四日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成九年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「附則第二項」の下に「及び第四項」を加え、二の次に次のように加える。

三 附則第四項の貸付利率及び利子補給率

貸付利率	利子補給率
無利子	年四・五五パーセント

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】